

これまでの議論の整理

事務局

1 モバイル向け同時配信について

【中間答申 概要】

<同時配信サービスについて示された主な課題>

配信に係るコスト試算を踏まえ、以下の課題が示された。

- 配信機能の開発コストの試算に係る課題
- トラフィック需要の推計に必要なデータの不足
- 共同利用に関する具体的な分析の必要性

<今後取り組むべき事項>

複数の放送事業者が連携した実証事業により、以下の検討を進めることが必要

- (1)「災害情報配信」、「字幕表示」など現在の動画配信サービスで提供されていない配信機能等の提供方式及び技術仕様の策定
- (2)同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要（①総量及び②ピーク量）の推計
- (3)配信機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの算定（データ形式等の標準化対応）

【放送事業者の取組み状況等】

- 無料放送事業者：一部の事業者において試験的な取組を実施（NHK、日本テレビ、テレビ東京、東京メトロポリタンテレビジョン）
- 有料放送事業者：一部の事業者においてサービスを実施（スカパーJSAT、J：COM等）
- 欧米諸国では見逃し、VoDなどと併せたサービスが提供されている（米：NBC、ABC 英：BBC、ITV 等）

(1) 2017年度の放送事業者の主な取組について

- NHK: 試験的提供B(総合テレビ・Eテレの同時配信等)を実施(2017年10月30日～11月26日)
- 日本テレビ: 「箱根駅伝」を同社HP及びHuluで同時配信(2018年1月2日、3日)
- TBSテレビ: 「ニューイヤー駅伝2018」を同社HP上で同時配信(2018年1月1日)
- テレビ東京: 「世界卓球2017ドイツ」を同社HP上で同時配信(2017年5月28日～6月6日)

(2) ネット同時配信に係るサービスの在り方について

【参考】ネット同時配信に係るニーズ調査(電通メディアイノベーションラボの調査結果(第9回合同委員会))

- 調査対象者の約5割がネット同時配信の利用を予定している。
- ネット同時配信の視聴時間は、最大101分/週と推計され、利用頻度は、週1～3回、一日当たり30分～1時間程度とする回答が多かった。
- ネット同時配信の実施によるテレビ視聴時間や録画視聴時間の減少は比較的軽微(12分)。
- スポーツ、ニュース・報道といった番組は、見逃し配信よりもネット同時配信の方がニーズが高い。
- 利用予定者のうち、8割はNHKと民放どちらも視聴したいと答え、キー5局が共同サイト・アプリで配信した方が局毎のサイト・アプリで配信するよりも利用意向が高いという結果が示された。
- 利用予定者の6割～7割は、ネット同時配信をゴールデンタイム帯等の一定期間に限定、あるいはレギュラー番組は放送せず特番に限定した場合でも、利用するとの結果が示された。
- フタかぶせが多いと利用予定者の離脱率が高まると考えられることから(10～15回に1回:25%離脱、2回に1回:86.6%離脱)、サービス初期にはネット同時配信を実施する番組範囲を分かりやすく限定した上で、その範囲内の番組は全て配信することを目指す取組が有効ではないか。

委員会での主な意見

【同時配信に係るサービスの在り方について】

- 本格的に同時配信を運用する場合、放送事業として社会的責任を果たすためには、ユーザが使用しやすいユーザインタフェースを備えたサービスとすることが重要ではないか。
- 同時配信だけでなく、放送していないコンテンツも合わせて配信することで、サービスの価値が高まるのではないか。
- 放送とネット配信では、サービス価値を計る計測指標が異なっており、同一コンテンツでも適正なコンテンツの価値が定まらないことが課題ではないか。
- 高齢者層に対しネット同時配信の使用方法等の普及啓発することで、高齢者層の利用率が向上するのではないか。
- 多くの高齢者が安心して利用できるよう、サービスが有料か無料かなどを分かりやすく表記することが適当ではないか。

【同時配信に期待される役割】

- テレビの視聴習慣がない人はネット同時配信の利用見込みが低くなるため、若年層を中心としたテレビ離れを食い止めるためには出来るだけ早期に開始することが重要ではないか。
- ネット同時配信などインターネットを通じた動画配信は、共有・協調できる領域が存在（既にインフラや配信ポータルで共有・協調を推進している事例がある）しており、特に無料広告の事業モデルではその範囲が大きいと考えられるため、さらに推し進めることができるのではないか。
- ネット同時配信等の正規サービスを普及させることは、違法動画サービスの利用の減少に資するなど、経済効果も大きいのではないか。

【配信システムの運用に係る課題】

- ネット同時配信で災害情報を配信する場合、遅延が発生することを予め周知することやリアルタイム性を確保した配信手段を用いて配信することが必要ではないか。
- 広告を事業とする観点からは、CM配信の信頼性確保が重要である一方、システムの多重化等によるコスト増大が課題ではないか。
- 生放送でのフタ処理作業は煩雑となるため、ミス無く対応するためには、根本的な解決策の検討が必要ではないか。
- ローカル局単独での配信システムの導入には、コスト面で課題があるため、配信システムの共通基盤化の検討が必要ではないか。
- コンテンツ配信と同様に広告連携システムも視聴数の影響を受けるため、広告動画配信のキャパシティ管理や、広告レスポンス時間等の品質確保のための枠組みが必要ではないか。
- 災害時や大規模スポーツイベント時などのトラフィック集中時でも画質を低下させるなどの工夫により、継続して視聴できるようにすることが重要ではないか。
- ネット同時配信の実証実験では、全コストのうち、CDNコストの割合が大きいため、CDNコストの低減方策を検討することが必要ではないか。

(3) 同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要について

【参考】需要推計に係る調査検討状況(電通メディアイノベーションラボ(第13回合同委員会))

- ネット同時配信を想定した場合のトラフィック需要の推計モデルを検討した結果、ネット同時配信の視聴行為者率はテレビ放送の視聴率と一定の相関はあるものの、日中に災害等の大規模イベントがある場合は、独自にネット同時配信の視聴行為者率が高まる可能性があることが示された。
- ネット同時配信を提供した場合、通常のネット利用がネット同時配信に置き換わるだけでなく、日常生活の中や災害時において、新たな動画視聴ニーズを生み出す傾向が高いと考えられるため、ネットワークに与える影響は、大きいと推測される。
- ネット同時配信を想定した場合のトラフィック需要推計モデルについて机上検討したが、今後実証事業等を通じ、以下の事項を踏まえて、推計モデルを策定する必要がある。
 - ・スマートフォン利用者の契約データ通信容量の大きさによる同時配信視聴意向の強さの違い
 - ・スポーツの勝敗が決まる瞬間シーンなど、同時配信トラフィックに表れる一瞬のピーク(スパイク)
 - ・自宅内と自宅外、スマートフォンとPC・タブレットなど状況の違いによる視聴1回あたりの時間の長さの違いなど

委員会での主な意見

【需要推計に関するご意見】

- 総務省の国全体のトラフィック調査結果や通信機器メーカーのビデオトラフィックの調査結果を活用し、トラフィック需要の推計モデルを検討していく必要があるのではないか。
- トラフィック需要の推計モデルを検討するにあたって、既にネット同時配信を実施している英国等におけるネット同時配信のインターネットに対するインパクトに関するレポートを参考にするべきではないか。

【実証事業の在り方】

- 実証事業の実施に当たっては、放送事業者と通信事業者が持つそれぞれの情報の特性（例：放送側：配信番組特性、配信タイミング、通信事業者：トラフィック流通傾向など）を補いながら精度を高めていくことが必要ではないか。
- 実証事業の実施に当たっては、2020年のオリンピック・パラリンピックなどを見据え、実証事業の中でもできるだけピークトラフィックの発生を狙った事業とし、併せて、ステークホルダーによる体制作りを検討することが必要ではないか。
- 実証事業を行う場合には、既存の通信サービスへの影響を与えないように配信側と通信事業者間で、事前の情報共有・調整を図るべきではないか。
- 通常のインターネットトラフィックは概ねフラットに推移するが、ネット同時配信のトラフィック規模が大きくなった場合には、全国ベース、都道府県ベースでの動きがどう変化するかを抑えることが重要ではないか。

【配信ネットワークに係る意見】

- ネット同時配信のトラフィックは、通信事業者のネットワークに少なからぬインパクトを与える可能性があり、通信事業者が適切に設備投資を行うためには、トラフィックの総量を図るだけでなく、特に負荷がかかると考えられる箇所の分析やトラフィックを統合管理し最適化させる技術の活用について検討する必要があるのではないか。また、その際には、5G等のネットワークの進展を踏まえることが重要ではないか。
- コンテンツが配信される場合、上流の配信サーバからいくつかのISPを経てユーザにコンテンツが届けられるが、ユーザの数やトラフィックボリュームを事前に予測することは非常に難しいため、放送局、ISP、CDN事業者等が連携し、どのネットワークからコンテンツを配信するのが適切なのかを検討する必要があるのではないか。
- ネット同時配信は、放送事業者、CDN事業者、ISP、通信事業者といったエンドエンドに関わるステークホルダー全体を見渡して、ネット同時配信サービスの継続的な提供に向けた、様々な課題への対応やビジネスの仕組み作り等に関する検討を行うことが必要ではないか。

【中間答申 概要】

<同時配信サービスについて示された主な課題>

ハイブリッドキャストの活用による4Kコンテンツの同時配信の本格的な展開にあたって、以下の課題が示された。

- ハイブリッドキャストに対する視聴者認知の向上
- 4Kコンテンツを同時配信する場合の仕組みや運用ルール、試験環境等の整備
- 4Kコンテンツ等の高精細映像の安定的・効率的な配信

<今後取り組むべき事項>

○地方放送事業者の参画による実証事業を早急に実施し、その成果を基に、規格・推進団体が中心となり、

- 放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき要件の整理、情報共有基盤の整備、地方における人材育成等を図る
- マルチキャストの導入に関し、放送事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー等の幅広い関係者が連携し、導入に当たってのガイドライン等を整備する

などサービスの拡大に必要な取組を行う。

○2020年のオリンピック・パラリンピックを念頭に、全国で放送するNHKを中心に、ハイブリッドキャストを活用した4K配信サービス等の拡大を図る。

【放送事業者の取組み状況等】

○一部の事業者においてハイブリッドキャストを活用した番組の4K映像配信実験を実施（NHK、フジテレビ、東京MX、名古屋テレビ）

○4k・8K対応テレビ出荷台数：122万台（2016年）→150万台（2017年）→445万台（2020年^{〔予想〕}）※1

※1（出典）2016年まで：JEITA「民生用電子機器国内出荷統計」による
2017年～2020年：JEITA「AV&IT機器世界需要動向（2018年2月）」による
2017年～：8K対応テレビを含む

(1) 中間答申以降の取組について

ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証の状況

総務省においては、「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に関する調査研究」の中で、4K同時配信に関する実証事業を実施。

- 類型A(4コンソーシアム): 4K同時配信、再生に係る検証(ユニキャスト)
- 類型B(6コンソーシアム): 4K配信方法に係る検証通信事業者やCATVとの連携配信(マルチキャスト等)

中間答申以降の放送事業者の取組について

- NHK: 試験的提供C(ピョンチャンオリンピックの同時配信等)を実施(2018年2月9日～3月5日)※同時配信は2月25日まで
- 朝日放送: 「全国高等学校野球選手権大会決勝、準決勝」を4Kライブ配信(2017年8月)
- WOWOW: 「スペインサッカー クラシコ」を4Kライブ配信(2017年12月)

4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会の検討状況

総務省においては、新4K8K衛星放送などの放送サービスの高度化や固定ブロードバンドの広帯域化の進展等を踏まえ、ケーブルテレビ事業におけるIP放送の技術基準(品質基準)の検討を進めている。

【実証事業により示された課題】

- 実証事業の結果を踏まえて、規格団体において、以下の取組を進めていくことが重要ではないか。
 - 視聴者が4Kテレビの購入や4Kコンテンツの視聴の際に、そのテレビが4Kハイブリッドキャストに対応しているか確認する方法がないため、4Kハイブリッドキャスト等ロゴの策定・公開し、また規格団体のHPに対応受信機情報の公開すること。
 - 災害時等の放送波への引き戻し方法は、イベントメッセージ方式、ポーリング方式、WebSocket方式の3種類あり、その中でイベントメッセージは即時性に優れネットワーク負荷が少ないが、対応受信機が限定的であるため、イベントメッセージ方式の仕様を策定し、対応受信機の増加を図ること。
 - 4Kコンテンツ配信に限らず、ローカル局にハイブリッドキャストのコンテンツ制作やシステム運用のノウハウの蓄積がなく、ハイブリッドキャストコンテンツ制作の人材育成支援が必要なため、技術講習会やセミナーを開催し人材育成の支援すること。
 - 4K HDRについては、受信機毎の挙動が異なるため、規格として標準化すべき領域について検討すること。

【サービスの普及等に関する意見】

- 4K同時配信の普及には、スマートテレビの普及とそのネット結線率を高めることが不可欠であり、一般の視聴者にテレビでもインターネット経由でコンテンツを楽しむことを広く認知してもらうことが必要ではないか。
- ネット結線している4K対応テレビを保有している視聴者であっても能動的に4K同時配信を視聴した割合が3割程度であったとの実証結果があり、ハイブリッドキャスト自体の認知度も向上させる必要があるのではないか。
- 地上波放送局とCATV局が連携し、地域/視聴者の特性に合ったコンテンツの差し替えやCM差し替えを行うことで、視聴者数の増加やCATV局の収入増加が期待されるのではないか。
- ネット同時配信を既存の視聴率の中に含める場合、配信の遅延等、送信側で放送と同期を取ることが難しく、数十秒の配信遅延が発生することでタイムシフト視聴であると判定される可能性があり、将来的に視聴率の捉え方について検討する必要があるのではないか。

【配信ネットワークに係る意見】

- 高精細映像の配信においては、遅延時間の許容範囲や遅延を踏まえた配信設備やプレーヤーなどシステム全体の最適化を検討する必要があるのではないか。
- ネット同時配信のトラフィックは、通信事業者のネットワークに少なからぬインパクトを与える可能性があるが、特に負荷がかかると考えられる箇所の分析やトラフィックを最適化させる技術について検討する必要があるのではないか。（再掲）
- コンテンツが配信される場合、上流の配信サーバからいくつかのISPを経てユーザにコンテンツが届けられるが、ユーザの数やトラフィックボリュームを事前に予測することは非常に難しいため、放送局、ISP、CDN事業者等が連携し、どのネットワークからコンテンツを配信するのが適切なのかを検討する必要があるのではないか。（再掲）
- ネット同時配信は、放送事業者、CDN事業者、ISP、通信事業者といったエンドエンドに関わるステークホルダー全体を見渡して、ネット同時配信サービスの継続的な提供に向けた、様々な課題への対応やビジネスの仕組み作り等に関する検討を行うことが必要ではないか。（再掲）
- 高精細映像の効率的な配信を図るために、IPv6で選択できるIPoE方式の普及が求められるため、配信事業者はIPv6をサポートする必要があるのではないか。

※IPoE：IP over Ethernetの略。PPPoE方式での接続となるIPv4での通信では、利用者からの通信を収容する網終端装置の混雑を起因とした速度低下が発生しやすい。一方、網終端装置を用いず接続ができるIPoE方式は、網終端装置の混雑の影響を受けずに通信できることが期待できる。

【中間答申 抜粋】

ネット配信は双方向性という一方向のメディアである放送にはない特色があり、例えば、放送事業者は、同時配信等のネット配信サービスを提供することにより、視聴データ等の視聴者の行動に関するデータを取得することも可能となる。こうしたデータは、放送コンテンツに対する視聴者ニーズの詳細な分析などの放送事業への活用だけでなく、デジタルマーケティング（ターゲティング広告やマーケティングプランニング等）などの分野にも有効に活用できる可能性があり、従来の放送事業の枠を超えた新たな事業の展開に繋がる可能性もある。

(1) 中間答申以降の取組について

ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証の状況

総務省においては、「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に関する調査研究」の中で、視聴データ利活用に関する実証事業を実施。

○類型C(4コンソーシアム): 視聴データ利活用による新サービスモデル、及び運用方法の在り方に係る検証

一部の実証実験において、以下の結果が示された。

- 番組内で紹介した商品を、視聴者／非視聴者のそれぞれに対して、インターネット上で広告配信したところ、視聴者の広告クリック率が、非視聴者の1.5倍となり、視聴データを活用した広告配信の有効性が確認された。
- 地域観光情報サービスへの視聴データ活用の実証において、懸賞応募まで至った視聴者のうち、86%がサービスに満足している結果となった。
- 視聴データ取得の同意に関し、同意文を読んだ視聴者は8割であり、うち9割は内容を理解したとの結果が示された。

委員会での主な意見

【視聴データの利活用に関する意見】

- 視聴データ等を活用し、ネット広告市場を取り込むことは、放送業界の成長に不可欠ではないか。
- 番組の商業的価値を高めるためには、視聴者情報をどのように活用し、どのようにスポンサーにアピールしていくか等、ビジネスモデルの検討を行うことが必要ではないか。
- 米・英の放送事業者のように、放送事業者の優良なコンテンツを武器に、顧客にIDを付与することで顧客接点を獲得していくことを検討していくべきではないか。

【視聴データの収集・管理の在り方】

- ネット配信に関連して広告モデルを作り上げる場合には、個社で取り組むのではなく、ある程度業界を挙げて取り組み、放送業界において社会的信頼性のあるシステムを構築していくべきではないか。
- 今後一層、多様なプレイヤーにより様々なデータが利活用されることが予想される中で、視聴データの価値を活かすには、データの信頼性等の品質を確保していくことが必要であり、今後、ステークホルダーが中心となりデータの質を保証できる体制を作ることが重要ではないか。
- 視聴データの取得は各放送事業者で取り組むよりも、各社共通フォーマットでデータ収集することでスケールメリットの効果が大きいと考える。他方、視聴データに加えて各放送事業者が要素を追加してデータを得ることで、独自の分析、あるいは他業種データとの突合を行うなど競争領域として競い合うことが可能となる。こうした視聴データの活用により、コンテンツ制作や、媒体力の評価などにおいて活用の可能性が広がるのではないか。

【地域経済や地域ニーズに対応したサービス提供】

- 放送が概ね都道府県単位で提供されている状況を踏まえれば、都道府県単位で、自治体のオープンデータの取り組みやマーケットデータなどと連携することが重要ではないか。
- 視聴データに係る実証事業を行う場合には、地域の特性を活かした取り組みが創出できるよう、地方の放送事業者に必要な支援が分配される仕組みを考えることが必要ではないか。

委員会での主な意見

【視聴者の安心・安全の確保に関する意見】

- 視聴者のサイト閲覧・視聴履歴を基にターゲティング広告を行うことに対する視聴者の不安は、インターネット広告全般に対するものであるため、視聴データ活用に当たっては、サービスの利便性と併せて視聴者の認知を高めていく必要があるのではないか。
- サービスの利用規約は、テレビ画面上の文章を視聴者に読ませることは負担が大きいため、ポイントを絞った表示や無料サービスであることを明確に表示する等、テレビ画面上で簡潔に分かりやすく表示することが重要ではないか。

4 同時配信における権利処理について

中間答申で示された検討の方向性

- 放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約等による実務上の運用手続が形成。
- これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

【主な検討項目】

1 音楽分野（作詞・作曲、レコード製作者・レコード実演（音楽））

(1) 作詞・作曲

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC NexTone 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）

(2) レコード製作者・レコード実演（音楽）

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	レコード製作者・ レコード実演家（音楽） 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

※放送における商業用レコードの二次使用料は、日本レコード協会又はCPRAのみが請求可能。

2 実演分野

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	実演家（映像） aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者）	個別許諾（aRma ⇄ 各放送事業者）

【基本的な検討の方向性について】

- 現在、当事者間で包括的利用許諾が比較的うまくいっているという状況。他方で、これから民放がどういったビジネスモデルで進めていくのかが明確ではない。制度改革も必要であれば検討しなければいけないと思うが、現状のスキームで進めていくことも両輪で考えて、現状うまくいっているところをうまく生かしながら考えていくということも現実的ではないか。
- 放送のコンテンツは、ネットで配信されることにより、幅広く公衆にコンテンツや実演を知ってもらう機会が増えていくことになり、クリエイターや実演家にとってメリットが大きい。次の創作や実演活動を継続させるためのインセンティブを確保するために、利用の報酬が適切に還元されるという仕組みを設けていくことが必要だが、他方で、許諾を受けること自体に対して必要以上にコストやリスクがある状態だと、利用されるコンテンツが限定的になってしまう。基本的な考え方としては、包括的許諾契約を管理事業者等と進めていき、アウトサイダーを減らしていくという方向が望ましいのではないか。
- 包括的利用許諾契約のような包括的な手法は、非常に重要な進歩であり、これがまずうまくいくようにしていくことが大事。
- 権利処理に関しては、共通でルール化することが求められる。同時配信の権利処理に関してNHKが求めているような制度的な検討についても、必要性があると考え。
- 放送事業者は報酬請求権化を主張するが、放送以外にも大衆に情報を伝える手段が出現し、知的財産権の重要性が高まる中、放送だからという理由で権利者の意思をどこまで制約できるのかについて考えていかないと、報酬請求権化の制度設計は難しい。

【アウトサイダー問題について】

- 現時点では、本当に民放がサービスを進められるのかどうか曖昧なところもあるので、差し当たっては、アウトサイダーが本当にどれほどの影響を与えているのかについてしっかり調べるところから進めていくのがよいのではないか。
- 文化庁の取組で、オーファンワークスに対する制度は充実してきているが、裁定制度など、ある程度時間がかかるものについては、ネットでの配信については利用できる局面が限られてしまうので、引き続き、アウトサイダーの分析とアウトサイダーの性質に応じた対応の検討を進めていくことが必要。

委員会での主な意見

【権利情報データベースについて】

- JASRACのようにデータベースが充実していて、どのコンテンツを幾らで利用することができるのかといったことが事前に十分予測ができ、それに基づいて、ビジネスモデルを組み立てることができるという仕組みは、利用者にとって非常にありがたいもの。JASRAC並みの権利情報データベースが全ての分野で整っているという状態ではないので、権利の集中管理を進めるとともに、データベースのような形で、管理されているコンテンツが利用者から確認できる仕組みを充実させていく方向で関係者のご努力をお願いしたい。当然、労力やコストもかかるので、必要に応じて国の支援も行うべき。
- 使用許諾が確認困難・不可能という問題に対して、どう仕組みをつくっていくのかということが重要。日本レコード協会 はもともとそういう組織ではないと思うが、原盤権について、JASRAC的なデータベースを構築し、ここで一括して処理を行うのが理想的だと考えている。システム構築に当たっての費用の問題がかなり大きいと思われるが、何かしらの仕組みの必要性を強く感じている。
- 文化庁の権利情報データベース整備に関する「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、コンテンツの円滑な流通のために重要であり、アウトサイダーを減少させることに対して有効である。
- 権利情報データベース整備は、実証事業として財政的な支援がある間だけでなく、将来的にも永続して管理楽曲を集中管理できる仕組みにしていくことが必要。
- 権利情報データベースが利用者側である放送事業者にとっても使い勝手の良いものとするため、使い勝手を検証し、データベースへの要望を伝える等、放送事業者の協力が必要。
- 権利情報データベースの整備によって、すべてのクリエイターに利益が還元されることは、コンテンツの創作者だけでなく、利用者にとってもよい取組。
- 音楽分野では、アウトサイダー対策などレコード協会の積極的な取組姿勢については評価すべき。

【不明権利者裁定制度について】

- 不明権利者裁定制度を利用する場合に、処理時間が足りないという点が課題に挙げられていたが、その問題を解決するための方策が必要ではないか。
- 制度は改良されているということなので、実務的に可能な仕組みは積極的に利用していき、それで足りない部分は何なのかについて絶えず検証することが大事。
- 不明権利者裁定制度は、将来的な使用状況があらかじめ明確であれば、将来の分も含めて、まとめて申請することは可能。
- 文化庁の取組で、オーファンワークスに対する制度は充実してきているが、裁定制度など、ある程度時間がかかるものについては、ネットでの配信については利用できる局面が限られてしまうので、引き続き、アウトサイダーの分析とアウトサイダーの性質に応じた対応の検討を進めていくことが必要。（再掲）

【拡大集中許諾制度について】

- コンテンツの利活用やネットにおける流通促進という観点からは、権利処理が集中しているほうが望ましく、包括許諾の形をよりスムーズにしていくには、拡大集中許諾の議論を進めていただきたい。放送コンテンツに限らず、ネット発のコンテンツも多数存在しており、ネットでの動画系コンテンツの活性化や利用機会の拡大という意味でも、拡大集中許諾制度の検討は有用ではないか。特に、アウトサイダーや権利者不明なものを個別に調べるのは非常に時間がかかり、コンテンツの利用という観点からは、一種の制約になりかねない。
- 拡大集中については、さまざまな課題もあるので、課題に一つ一つ取り組んでいくことが必要。
- 拡大集中許諾制度の導入については、文化審議会でも審議が行われている。権利処理タスクフォースにおける文化庁のコメントのとおり課題があり、少なくとも2年から3年の検討が必要と考えられ、ハードルが高い。

【実演分野について】

- 実演分野では、放送局から、実演者のリストを出すのに3営業日かかると言われる。放送コンテンツの流通の円滑化のためには、権利団体の努力だけでは完結しない部分がある。放送事業者側も努力すべき。

委員会での主な意見

【NHKの試験的提供Bについて①】

- NHKの試験的提供Bについて、以下の点をTF等で改めて発表して欲しい。①ふたかぶせの割合は昨年・一昨年と比較して増減したのか。②総合よりEテレのほうがふたかぶせの割合が高いのはなぜか。③ふたかぶせの理由のそれぞれの割合はどれほどか。
- 「権利者等からネット配信許諾得られず」「外部調達映像配信権なし」「購入番組等配信権なし」というのは、いずれも使用料を支払えば許諾が得られた可能性があり、これらを「使用料請求あり」と並列にして分類することは、まとめ方に問題があるのではないか。
- 権利処理タスクフォースの報告書には、権利者団体の「基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は実際のところ考えにくい」という意見が記載されているが、他方で、NHKの調査では、「権利者等からネット配信許諾を得られず」というケースが時間ベースで1.7%あったとされており、結局この数値は何なのか疑問。もしネット配信に反対する権利者がいるとすれば、それはどういう理由なのかについては詳細を知りたいので、何らかの調査を期待。
- NHKの試験的提供Bは、試験であり、無償が前提なので、使用料請求があった場合は配信できないもの分類されるが、権利者からネット配信許諾を得られないといった場合に、それは使用料がないから許諾をしなかったのか、あるいはネットに流すこと自体がだめなのかについては、この数字からはわからないので、その点については切り込む必要があるのではないか。
- 権利処理タスクフォースの報告書には、民放がまだ具体的にサービスが決まっていないことから具体的な方策は書かれていないが、おおむね現行の包括的な処理、民民での知恵の出し合いでやっていけるだろうということに落ちるのではないかと想像される報告書になっていると思われる。それにもかかわらず、報酬請求権化の話が出てくるが、NHKの調査では、権利者等からネット配信の許諾は得られなかった割合は、時間ベースで1.7%、番組数ベースで0.8%であり、それ以外の配信権なし、外部調達、購入番組等が原因の方が大きな比重を占めていることからすると、制度を変えても円滑な配信はできないということであり、近視眼的に、著作権が原因で円滑な配信サービスができないという発想は転換したほうがいいのではないか。

委員会での主な意見

【NHKの試験的提供Bについて②】

- NHKの試験的提供Bについては、配信許諾を得られなかったケースが十分に解明されていない。使用料を支払えば配信可能であったのかどうかなどについて、次回の試験的提供の際に質問に盛り込むなどして、詳細な結果を共有していただくようお願いしたい。
- NHKは、権利者に対して有償で実験することは考えていないとのことだが、実験であっても対価を請求することは当然のことであり、再度検討していただきたい。
- 同時配信における権利処理については、図上演習の段階であり、今はまだ検討の端緒に着いたところ。それゆえ、今後、NHKの試験的提供Bは大事な役割を果たすと思われる。
- 許諾が得られなかった理由を詳しく教えていただきたい。それによって、権利者団体側の取り組み方が大きく変化すると思う。
- 実証データをベースにして、しっかりした議論により問題点が浮き彫りになるような実験をお願いしたい。
- もう少し詳細なデータを開示したり、足りないデータを収集するなど、今回の議論を踏まえて次回の実験を行っていただきたい。
- 知的財産権が市場で取引される場合、対価の有無が重要。NHKの試験的提供Bは対価を支払うことを前提としておらず、市場取引を無視している。対価を払うという前提で双方の合意により許諾が得られるというのが原則であり、その原則から外れたデータでは、契約の原則の例外を作ろうという議論の材料にはならない。
- 円滑な権利処理のためには、まずは包括的に、合意のとり方の合理化を考えていく。それでも足りない場合に、例外的な措置を作ることになるが、その必要性は何か、根拠は何か、生じる不利益をどうやって最小化するか、例外の限界はどこかといった点についてしっかりと議論しなければいけないが、そのためのデータがそろっていないし、その点を詰めていかないと権利処理について十分な方策は検討できない。

【NHKの試験的提供Bについて③】

○NHKの「試験的提供B」について、第14回会合において、権利者等への使用料支払いが検討できないかという趣旨のご発言が複数あったが、NHKとして、試験的提供において使用料支払いの可能性も含めて交渉することは以下の理由から不適當と考える。

- ・NHKがテレビ放送番組の常時同時配信を実施するためには放送法改正が必要だが、それが実現する場合に制度上どう位置づけられるのかは不明であり、したがって、現段階では具体的なサービスの内容や仕組みは決まっていない。
- ・一方、一般論として考えても、何らかの追加的なサービスの開始に際して権利者と交渉する場合には、新たなサービスについてきちんとご説明した上で、既存サービスに関するルールとの接合等も意識しながら丁寧に協議を進めていくことが必要になる。さらに、許諾を得られるかどうかは、使用料の多寡によって大きく左右される。サービスの内容や仕組みが確定していない段階では、実質的な協議は到底できない。
- ・したがって、現時点で常時同時配信についての交渉を行い得ないことは言うまでもないが、それに向けた試験についても、仮に使用料を支払うことも含めた交渉を行えば、その結果が権利者との間で先例となるおそれがあり、サービスの詳細が決まった段階での合理的なルール形成には役立たないばかりか、その妨げになりかねないと考える。
- ・試験的提供において同時配信のためのお支払いはしないという方針は、将来の交渉への影響に十分留意しているがゆえのものであり、NHKとしては、試験的提供に際して使用料をお支払いしたり、そのための交渉を行ったりする考えはない。

委員会での主な意見

【継続的な検討体制の整備について】

- 権利処理タスクフォースでは、同時配信のビジネスモデルに関する前提条件が分からない中で図上演習を実施してきたが、議論の中では、図上演習が故の限界もあった。今後、前提条件が変化したり、明確になった場合には、再度、検討を行っていく体制や情報共有をしていく場が必要となる。
- NHKの実験の方向性や民放各局のビジネスモデルは未定でありこれから検討していくことからすると、方向性について一義的な決め方はできない局面であることから、それらをひとつずつ進めていくために、協議の場や情報共有の場を設けていただきたい。
- 最終答申の後も、同時配信の権利処理に関して、状況の変化に応じ、連続性を持って利害関係者が協議できるような、持続的な体制の構築が必要である。

【権利処理全般について】

- ユーチューバーのように、コンテンツ制作側が小規模になっていく中で、コンテンツ制作に関する権利処理のシステムが、もっと簡素で、経済的に利益を生むものでないと、若者は関心を示さず、業界全体の将来性も危うい。また、定年退職後の高齢者の方たちの第二の仕事としてのコンテンツ制作が欧米では盛んであり、日本でもそうになっていくと思われるので、若者だけでなく高齢者のためにも、権利処理のシステムはシンプルであってほしい。

5 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

現状

○総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を平成21年2月に策定。

※下請代金支払遅延等防止法上問題となる事例(買ったたき等)及び望ましい事例を掲載したもの。

※現在、放送分野を含めて18業種(自動車、トラック運送、広告等)において策定。

○しかし、総務省によるガイドラインフォローアップ調査の回答によれば、「著作権の帰属」※等に関する事前協議の有無について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。

※番組製作会社が製作したコンテンツの二次利用に関する著作権の取扱い



課題

放送コンテンツの製作取引について、受発注双方が共通の認識を持つことが必要。



協議会の設立(平成29年6月)

放送事業者と番組製作会社の関係団体7団体からなる「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が発足。

自主行動計画の策定(平成30年4月)

協議会で取り組む事項を推進計画として策定

《主な取り組み内容》

- ・受発注双方で活用可能なマニュアルの策定
- ・研修会の開催
- ・ベストプラクティスの収集

- 総務省の「ガイドライン」のフォローアップ調査への回答率について、放送事業者側が高い回答率なのに対して、製作会社側の回答率が低いことに関しては、改善していかなくてはならない。
- 総務省の「ガイドライン」のフォローアップ調査結果への製作会社側の回答者のうち、団体未加盟者が725社あり、製作会社側の回答者数の最大多数を占めている。
- 団体未加盟者に対する周知というのが大きな課題。
- 製作会社側の回答者の最大多数である団体未加盟者に適正取引推進の情報を届けていくために、テレビ局の人がテレビを使って発信していくなど、何かもう少し実効性のあるような手段を講じていただきたい。
- 番組製作会社の団体として、団体加盟社の利益のためではなく、業界全体のために取組を行っている。
- 総務省の「ガイドライン」のフォローアップ調査結果を見ると、発注書の書面交付、著作権の帰属、取引価格の決定方法、取引内容の変更・やり直し等の項目について、放送事業者側と製作会社側の認識の相違が大きく、問題は切実。
- 製作取引の課題を改善していくために、「放送コンテンツ適正取引協議会」のような活動がすばらしいと思う。
- 製作された番組の著作権は、製作会社側にとっては商品であるはずなのに、何が著作権か、それがどこまで使われるのかというのは、ある意味で製作の上流から下流まで浸透していないのではないかという印象を受ける。
- 製作された番組の著作権について、製作会社側が権利として認識していないおそれがあるのではないか。それゆえ、「協議会」の支援の範囲や適正取引に関する情報の伝え方が大きな意味を持つ。
- 「協議会」は、民間の役割。官の役割は何か。
- 総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の内容について、製作取引の実態にあわせて、再度検討するべき。例えば、アニメ番組の場合、放送事業者と番組製作会社の双方が参加した製作委員会で製作される形態が最も多いが、この形態については、「ガイドライン」において言及がされていない。
- 民間ベースで設置された「協議会」は、「ガイドライン」の周知・啓発が目的となるので、「ガイドライン」の改正にあたっては、放送コンテンツの製作取引分野に詳しい知見を有する有識者等で構成される総務省主催の検討会というのが必要である。